

廃棄物処理法に基づく不法投棄事案への対応

排出事業者に適正処理責任

都道府県・政令市が監視等

未然防止

① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度(特に電子マニフェストの活用)
最終処分が適切に終了するまでの措置

② 適正な処理を確保するための対策

業許可制度、委託契約書の締結義務
優良産廃処理業者認定制度の運用
(環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等)

③ 不法投棄等の罰則

不法投棄: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人3億円)、
未遂罪の創設
無確認輸出: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人1億
円)、未遂罪、予備罪

④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度、維持管理積立金制度

⑤ 監視の強化

報告徴収(法第18条)・立入検査(法第19条)等、
パトロール事業、不法投棄ホットライン、
地方環境事務所と都道府県等の連携、現場対応マニュアルの作成

支障の除去

⑥ 改善命令(法第19条の3)

処理基準・保管基準に違反した事業者、産業廃棄物
処理業者、国外廃棄物を輸入した者等に対する
改善命令

⑦ 措置命令(法第19条の5、第19条の6)

処理基準・保管基準に違反した保管、収集、運搬
又は処分を行った者、委託をした者、排出事業者
等に対する支障の除去等の措置

⑧ 代執行・費用請求(法第19条の8)

措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合、
緊急時で措置命令を行ういとまがない場合に、都
道府県等が代執行(行政代執行法の特例)

⑨ 適正処理推進センターの支援

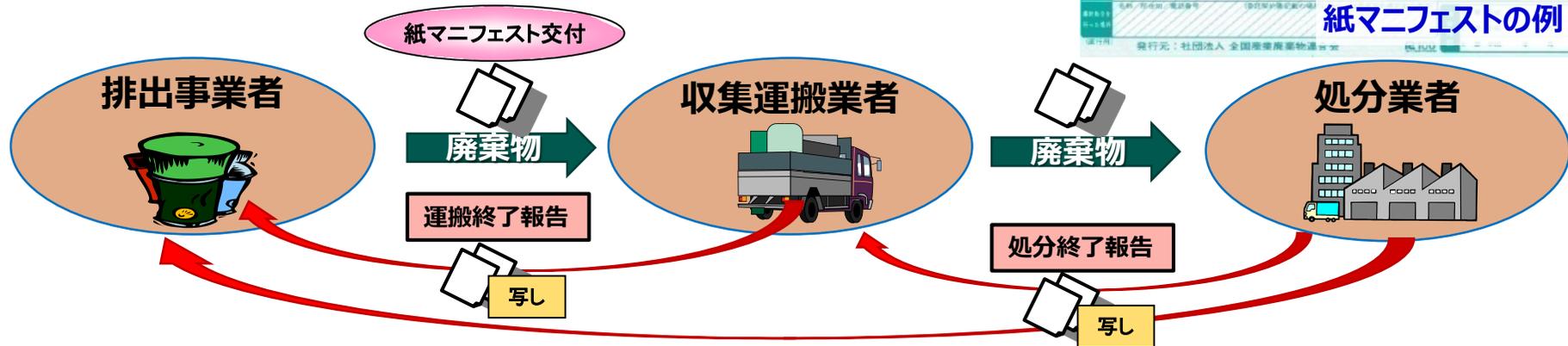
代執行を行った都道府県等に対して7/10補助
※残分3/10のうち80%を特別交付税措置

産業廃棄物のマニフェスト制度の概要

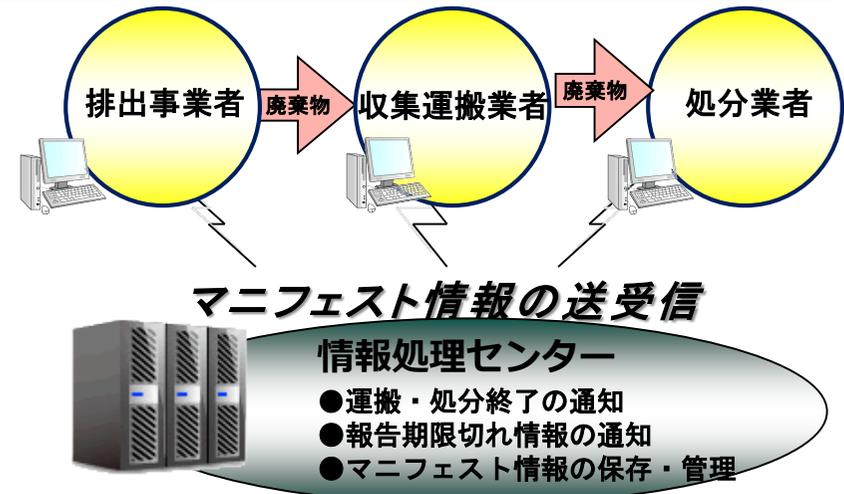
- **マニフェスト制度**とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受ける仕組み
- これにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度

紙マニフェストの例

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票		品名	数量	備考
18	3	3	2000000002	高橋 〇雄
排出事業者		凸凹精機(株)		
住所		神奈川県〇市〇区〇1-2-3		
収集運搬業者		〇〇工場		
住所		神奈川県〇市〇区〇4-5-6		
処分業者		500t トラム街(3本)		
品名		機械洗浄油		
品名		トリクロエチレン 焼却		
品名		揮発性、マスク・手袋着用		



電子マニフェストとは、マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み



電子マニフェスト普及の意義

- 都道府県等の監視業務の合理化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- 廃棄物処理システムの透明化（偽造しにくい）
- 不適正処理の原因究明の迅速化

産業廃棄物不法投棄等の原状回復措置に対する支援

目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

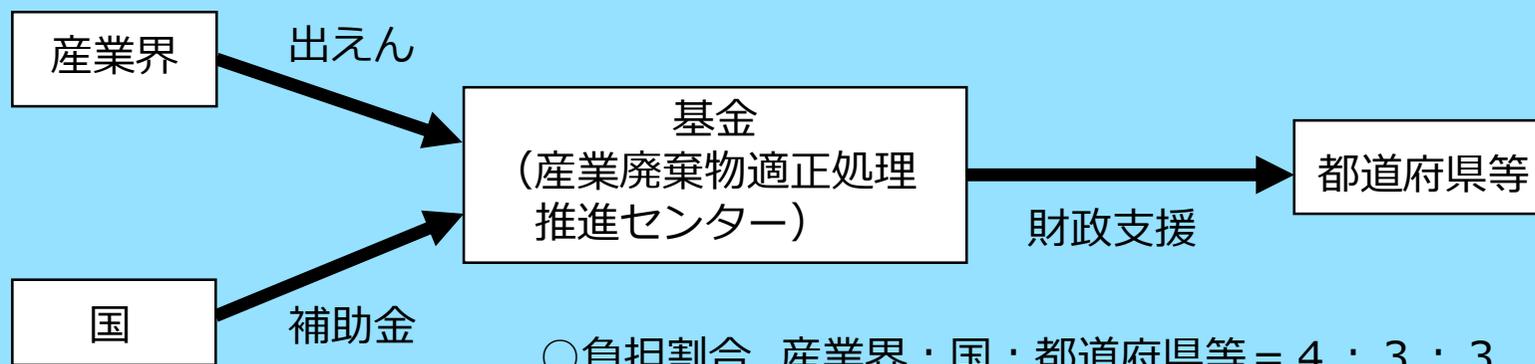
事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助金等により支援するものである。

事業スキーム

● 廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援

・平成9年改正廃棄物処理法(平成10年6月17日施行)により、行政代執行規定及び基金制度が創設



不法投棄件数及び投棄量の推移

- 不法投棄の件数・規模は、2000年頃に比べて大きく減少している。
- しかし、依然として大規模不法投棄事案も発生している。

